

令和2年改正個人情報保護法について

～仮名加工情報の作成等、個人関連情報の第三者提供の制限～



令和3年11月11日

- 本資料は、令和 2 年改正個人情報保護法に関する法律・政令・規則・ガイドライン・Q & A等の一部について、その概要等をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定等の全てを記載したものではありません。
- 令和 2 年・3 年改正個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会の H P 等をご参照下さい。
👉 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>
- 令和 4 年 4 月 1 日以降は、令和 3 年改正法による各規定が適用されます。なお、本資料中の条文番号は、便宜上、令和 2 年改正法によるものと、令和 3 年改正法（のうち令和 4 年 4 月 1 日施行関係※）によるものについて、例えば、前者を§28、後者を〔§33〕として記載しています。

※デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係
（同第51条による地方公共団体等関係は令和 5 年春頃施行予定）

I . はじめに

※総論のおさらい

3年ごとに見直しに当たっての「5つの視点」

個人の権利利益の保護

- 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

技術革新の成果による保護と活用の強化

- 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

国際的な制度調和・連携

- 国際的な制度調和や連携に配慮すること

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

- 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

AI・ビッグデータ時代への対応

- AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

Ⅱ. 令和 2 年改正法（各論）について

～仮名加工情報の作成等、個人関連情報の第三者提供の制限～

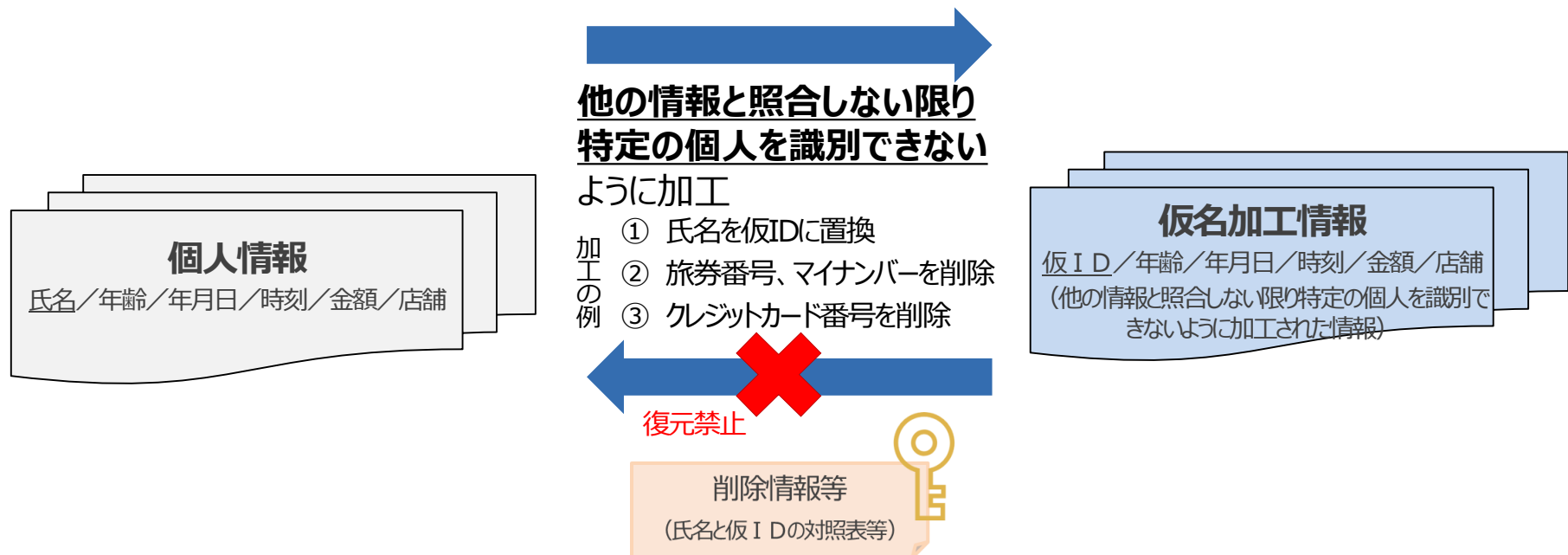
仮名加工情報の創設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

現 行	改正後
「個人情報」に該当するものは 一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象 - 利用目的の制限 - 利用目的の通知・公表 - 安全管理措置 - 第三者提供の制限 - 開示・利用停止等の請求対応 等 ※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む	「仮名加工情報」として加工すれば、 個人情報に該当しても、以下の義務は適用除外 ① 利用目的の変更の制限（§15 [§17] ②） ⇒ 新たな目的で利用可能 ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（§35の2 [§41] ⑥～⑧） ② 漏えい等の報告等（§22の2 [§26] ） ③ 開示・利用停止等の請求対応（§27～§34 [§32～§39] ） 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能 ※（仮名加工情報ではない）通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能

仮名加工情報の創設

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
① 仮名加工情報 §35-2、35-3 [§41,42]	「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告等を緩和する 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める	・ 仮名加工情報の加工基準等について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 仮名加工情報の加工基準に従った加工の事例…氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合：氏名を削除



仮名加工情報の加工基準（イメージ）

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要な基準のイメージ：

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること
⇒ 氏名等の削除
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること ⇒ 旅券番号、マイナンバー、生体認証に用いられる生体情報等の削除
- ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除すること
⇒ クレジットカード番号等を削除

※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。

※ 「仮名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「仮名加工情報の作成」には該当しない。

個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗
山田一郎	55歳	2020-01-28	16:40	940円	TH012	霞が関店
佐藤二郎	97歳	2020-01-27	20:25	1,320円	TY560	新橋駅前店
佐藤二郎	97歳	2020-01-28	08:50	250円	TY560	銀座4丁目店
鈴木三郎	48歳	2020-01-28	07:45	484円	QB142	豊洲店
鈴木三郎	48歳	2020-01-28	09:55	560円	QB142	霞が関店
高橋四郎	33歳	2020-01-27	22:30	9,550円	TH887	銀座4丁目店
...						



- ① 氏名を仮IDに置換
- ② 旅券番号を削除
- ※ その他の項目はそのまま

仮名加工情報

X0125	55歳	2020-01-28	16:40	940円		霞が関店
Y7569	97歳	2020-01-27	20:25	1,320円		新橋駅前店
Y7569	97歳	2020-01-28	08:50	250円		銀座4丁目店
Z9213	48歳	2020-01-28	07:45	484円		豊洲店
Z9213	48歳	2020-01-28	09:55	560円		霞が関店
W8712	33歳	2020-01-27	22:30	9,550円		銀座4丁目店
...						

匿名加工情報と仮名加工情報の加工基準の違い

	仮名加工情報	匿名加工情報
定 義	<u>他の情報と照合しない限り</u> 特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報をもとに <u>復元することができない</u> ように加工された個人に関する情報
加工基準	<u>特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換</u> （規則第18条の7第1号〔同第31条第1号〕）	<u>特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換</u> （規則第19条第1号〔同第34条第1号〕）
	<u>個人識別符号の全部の削除又は置換</u> （規則第18条の7第2号〔同第31条第2号〕）	<u>個人識別符号の全部の削除又は置換</u> （規則第19条第2号〔同第34条第2号〕）
	—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を <u>連結する符号の削除又は置換</u> （規則第19条第3号〔同第34条第3号〕）
	—	<u>特異な記述等の削除又は置換</u> （規則第19条第4号〔同第34条第4号〕）
	—	<u>その他の個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置</u> （規則第19条第5号〔同第34条第5号〕）
	不正利用されることにより <u>財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換</u> （規則第18条の7第3号〔同第31条第3号〕）	—

仮名加工情報の加工基準（第1号基準について）

- 規則第18条の7第1号〔同第31条第1号〕は、「特定の個人を識別することができる記述等」の削除等を定める
- 「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである
- 氏名のようにそれ単体で特定の個人を識別できる場合があるものについては削除等の措置が必要となるが、住所、年齢、性別などのその組合せにより特定の個人を識別できるような記述については、必ず全ての記述について削除等の措置が必要になるわけではなく、その一部を削除等することにより 特定の個人を識別できないようにすることも可能である
- 匿名加工情報の加工基準である規則第19条第4号〔同34条第4号〕で挙げられる「特異な記述等」は、仮名加工情報の作成において必ずしも加工を求められるものではないが、それ自体により、又は当該個人情報に含まれる他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものである場合は、規則第18条の7第1号〔同第31条第1号〕により加工の対象となる

仮名加工情報の加工基準（第3号基準について）

- 規則第18条の7第3号〔同第31条第3号〕は「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」の削除等を定める
- 「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれ」の有無は、個人情報に含まれる記述等が不正に利用されることにより財産的被害が生じる蓋然性を考慮して判断されるため、例えば、ある記述等について不正に利用されることにより財産的被害が生じる可能性が理論上は否定できない場合であっても、その可能性が相当程度低いものである場合には、3号に基づく加工は求められない
- 「不正に利用されることにより財産的被害が生じる恐れがある記述等」に該当するものとして、削除等を行うことが想定される事例及び想定されない事例（※）は以下のとおり
 - ・ 削除等を行うことが想定される事例
 - クレジットカード番号を削除する（ただし、クレジットカード番号のうち下4桁のみを残して加工することは可能）
 - 送金や決済機能のあるウェブサービスのログインID・パスワードを削除する
 - ・ 削除等を行うことが想定されない事例
 - 口座番号それ自体（ただし、何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましい）

※ただし、個別の事例ごとに判断する必要がある

個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

	個人情報※ 1	仮名加工情報※ 2	匿名加工情報※ 2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	- 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない - 対 照 表 と 照 合 す れ ば 本 人 が 分 かる 程 度 ま で 加 工	- 特 定 の 個 人 を 識 別 す る こ と が できず、復元することができない - 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	○ (- 利用目的の変更は可能 - 本人を識別しない、内部での分析 - 利用であることが条件)	× (規制なし)
利用する必要がなくな ったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の 同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等 の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
定 義		特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を<u>復元することができない</u>ように加工された個人に関する情報（§2⑪〔⑥〕） ※ <u>本人が一切分からない程度まで加工</u>されたもの（個人情報に該当せず）	<u>他の情報と照合しない限り</u>特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報（§2⑨〔⑤〕） ※ 対照表と<u>照合すれば本人が分かる程度まで加工</u>されたもの（個人情報に該当）
取扱いに係る義務	加工の方法	- 氏名等を削除（又は置き換え） - 項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工 <u>特異な記述の削除</u> 等（§36〔§43〕①）	<u>氏名等を削除（又は置き換え）</u> - 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除（又は置き換え）（§35の2〔§41〕①）
	安全管理措置	- 加工方法等情報の安全管理（§36〔§43〕②） ※ 対照表は匿名加工情報の作成後に破棄する必要あり - 匿名加工情報の安全管理（努力義務）（§36〔§43〕⑥、§39〔§46〕）	- 対照表等の安全管理（§35の2〔§41〕②） - 仮名加工情報の安全管理（§20〔§23〕）
	作成したとき	情報の項目の公表（§36〔§43〕③）	- 利用目的の公表（§35の2〔§41〕④） ※ 作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合のみ
	提供するとき	- 情報の項目・提供の方法の公表（§36〔§43〕④、§37〔§44〕） ※ 本人同意のない<u>第三者への提供が可能</u>	<u>第三者提供の原則禁止</u>（§35の2〔§41〕⑥） ※ <u>委託・共同利用は可能</u> ※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能（§23〔§27〕①）
	利用するとき	- 識別行為の禁止（§36〔§43〕⑤、§38〔§45〕） - 苦情処理等（努力義務）（§36〔§43〕⑥、§39〔§46〕）	- 識別行為の禁止（§35の2〔§41〕⑦） - 本人への到達行為の禁止（§35の2〔§41〕⑧） ※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止 - 利用目的の制限（§35の2〔§41〕③） ※ <u>利用目的の変更は可能</u>（§35の2〔§41〕⑨） - 利用目的達成時の消去（努力義務）（§35の2〔§41〕⑤） - 苦情処理（努力義務）（§35〔§40〕）

仮名加工情報を利用する際の留意点

● 利用目的の変更の制限 (§15 [§17] ②) が適用除外 (§35-2 [§41] ⑨)

- 変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も本人の同意がなくとも認められる
- 利用目的の変更を行った場合、原則として、変更後の利用目的を公表 (§35-2 [§41] ④)
- ただし、個人情報である仮名加工情報には、上記に加えて、不適正利用の禁止 (§16-2 [§19]) 等が課される

● 識別行為の禁止 (§35-2 [§41] ⑦)

- 仮名加工情報の作成の元となった個人情報に係る特定の本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報（個人情報、個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報を含む情報全般）と照合してはならない
- 仮名加工情報を他の仮名加工情報と照合することが識別禁止義務に違反するか否かは、その目的や照合される仮名加工情報に含まれる記述等により、個別の事案ごとに判断される。なお、目的は事業者の主観によるのではなく、仮名加工情報と照合する情報の性質等を踏まえて客観的に判断される

仮名加工情報を利用する際の留意点

● 本人への連絡等の禁止 (§35-2 [§41] ⑧)

- 本人への連絡等をするために、仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない
- 他方、仮名加工情報を用いて分析を行い、統計情報を作成した上で、当該統計情報により得られた傾向等を踏まえて、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報を用いて広告配信を行うことは可能

● 第三者提供の禁止 (§35-2 [§41] ⑥)

- 法令に基づく場合を除いて仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない
- 仮名加工情報を作成する前に、本人から同意を得ていた場合であっても、提供してはならない（他方、当該仮名加工情報の元となった個人データについて、本人から第三者提供に係る同意を得ていた場合には、当該個人データの当該第三者提供とは可能）

● 第三者提供禁止の例外-委託

- 委託に伴って仮名加工情報を委託先に提供することは可能
- 委託元は委託先が適切に仮名加工情報を適切に取り扱うよう、委託先に対して提供する当該情報が仮名加工情報である旨を明示し、監督しなければならない

仮名加工情報を利用する際の留意点

● 第三者提供禁止の例外－**共同利用**

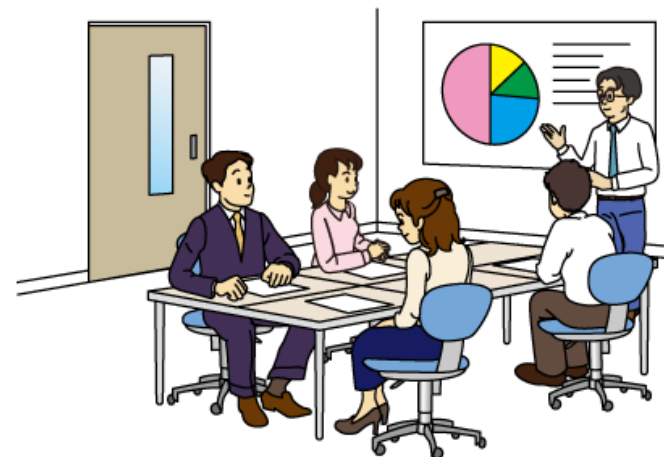
- 仮名加工情報を共同利用により他の共同利用者に提供することは可能
- 仮名加工情報である個人データの共同利用における共同利用者の範囲や利用目的等は、作成の元となった個人情報の取得の時点において通知又は公表されていた利用目的の内容や取得の経緯等にかかわらず、設定可能である（他方、過去に取得した個人データについて新たに共同利用を行おうとする場合の共同利用者の範囲や利用目的等には、取得の際に通知・公表している利用目的の内容や取得の経緯等を踏まえた一定の制限がある）
- 仮名加工情報の共同利用の場面において、その情報を用いて当該仮名加工情報の元となった個人情報を復元できるような仮IDの作成方法に関する情報を他の共同利用者と共有することは、原則として認められない

仮名加工情報のメリット・利活用の例

- 仮名加工情報については、開示・利用停止等の請求の対象とならない。
- 仮名加工情報とすることで、当初の利用目的としては特定されていなかった新たな目的での分析が可能。
 - ・ ただし、本人を識別する、本人に連絡等する、第三者に提供することを必要としない目的であることが条件。
 - ・ 委託や共同利用も可能。

想定される事例

1. 当初の利用目的には該当しない目的や、該当するか判断が難しい新たな目的での内部分析
 - ① 医療・製薬分野等における研究
 - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習 等
2. 利用目的を達成した個人情報について、
将来的に統計分析に利用する可能性があるため、
仮名加工情報として加工した上で保管



※今後、事務局レポート等にて、仮名加工情報の活用事例等を紹介することを予定

個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。（§26の2 [§31]）

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データとなることが想定される場合は
原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

- | ID等 | 購買履歴 |
|-----|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス... |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶... |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍... |

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

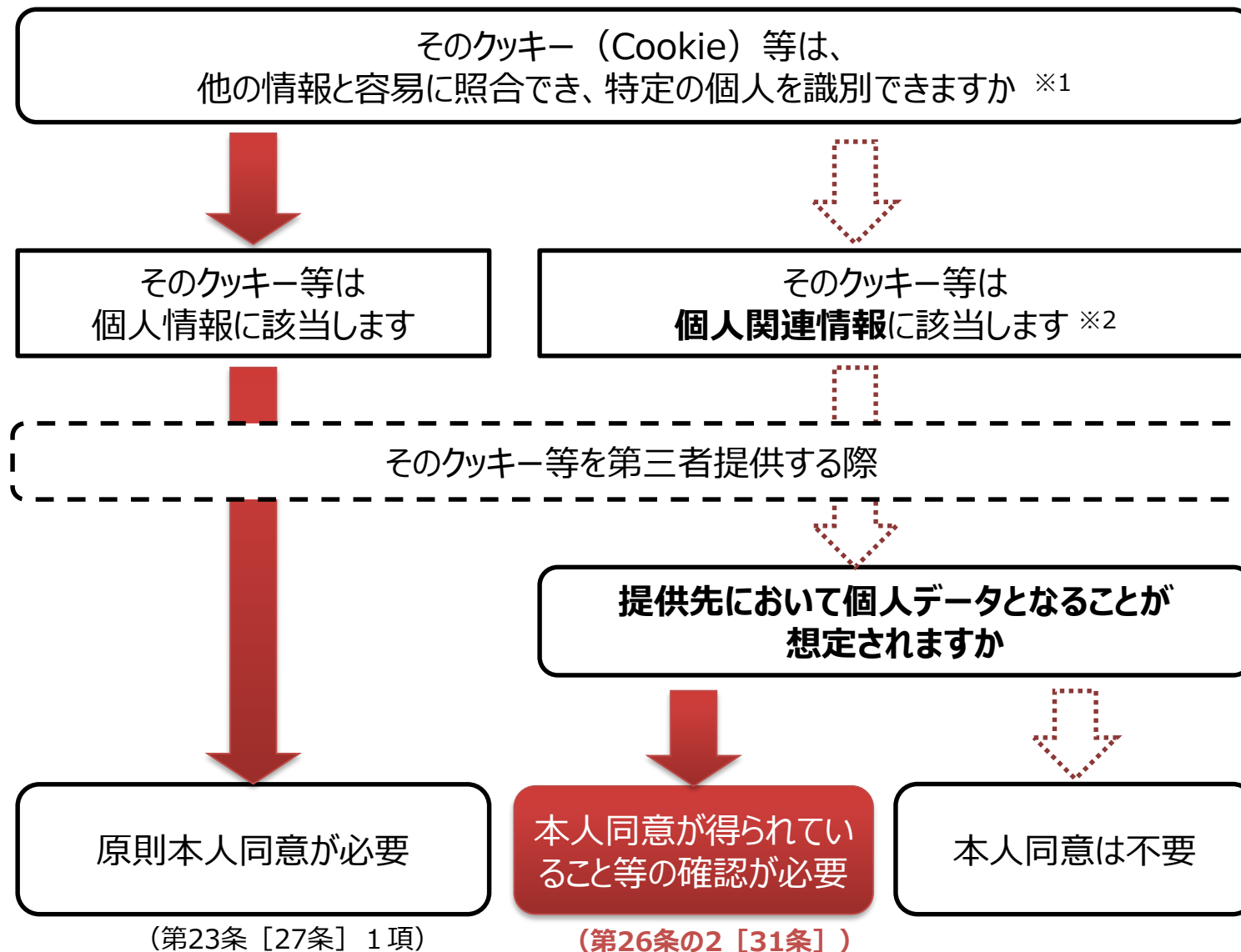
氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータを
ID等を使って自社内の
個人データと結合

個人関連情報の第三者提供規制

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
② 個人関連情報 §26の2 [§31]	<u>提供先において個人データとなることが想定</u>される情報の第三者提供について、<u>本人同意が得られていること等の確認</u>を義務付ける <u>提供元における本人同意の確認方法</u>：提供先から申告を受ける方法等とする <u>提供元における記録義務</u>： ①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める	• <u>同意取得の主体、同意取得の方法等</u>について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 同意取得の主体…原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する ➤ 同意取得の方法…同意取得にあたっては、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する

クッキー等の第三者提供に係る基本的な考え方（イメージ）



※1 クッキー（Cookie）等と会員情報等の個人情報を紐付けて管理している場合、全体が個人情報となり、その一部となるクッキー等も個人情報に該当します。

※2 専ら機械的に生成され生存する個人に関する情報でない等、法で規定する要件に合致しない場合は、個人情報にも個人関連情報にもならない場合があります。



個人関連情報の第三者提供規制

？ 個人関連情報とはどのようなものをいいますか？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。例えば、以下のようなものが該当します（※）。

- クッキー（Cookie）等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- ある個人の位置情報

※個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しない。

？ 個人関連情報の第三者提供規制はどのような場合に適用されますか。

提供先において個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されます。

条文の文言	内 容
「個人データとして取得する」	● 提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合 ※ 提供先の第三者が、個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、直ちに「個人データとして取得する」に該当しない。
「想定される」	● 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として通常想定できる場合 ※ 同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識

個人関連情報の第三者提供規制



個人関連情報の第三者提供について、個人データの第三者提供における、委託、事業の承継及び共同利用（第23条〔27条〕第5項各号）に相当する例外規定はありますか。

個人関連情報の第三者提供について、第23条〔27条〕第5項各号に相当する例外規定はありません。



個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供しました。委託先にとって当該データが個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合、委託先が当該データを委託元に返す行為について、第26条の2〔31条〕第1項は適用されますか。

個人データの取扱いの委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、第26条の2〔31条〕第1項は適用されません。

ただし、委託先が、委託先で独自に取得した個人関連情報を当該データに付加し、その付加後の当該データを委託元に返す場合には、法第26条の2〔31条〕第1項が適用されます。



A社が自社のウェブサイトにはB社のタグを設置し、B社が当該タグを通じてA社ウェブサイトを開覧したユーザーの開覧履歴を取得している場合、A社はB社にユーザーの開覧履歴を提供したことになりますか。

個別の事案ごとに判断することとなりますが、A社がB社のタグにより収集される開覧履歴を取り扱っていないのであれば、A社がB社に開覧履歴を「提供」したことにはならず、B社が直接にユーザーから開覧履歴を取得したこととなると考えられます。このため、B社がそのタグを通じて開覧履歴を取得することについて、第26条の2〔31条〕第1項は適用されないと考えられます。

個人関連情報の第三者提供規制

？ 「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当しないよう、契約等による対応を行うことは可能ですか？

提供元及び提供先の契約等において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、第26条の2〔31条〕は適用されません。この場合、提供元は、提供先における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されないことになります。

？ 今回の規制において、「同意」は、誰が取得すればよいのでしょうか？

同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元が代行することも認められます。

いずれの場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要があります。

？ 提供先において同意を取得する場合、提供元はどのような確認を行えばよいのでしょうか？

提供元は、当該第三者から申告を受ける方法等によって本人同意が得られていることを確認することになりますが、提供先の第三者から申告を受ける場合、提供元は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足ります。

提供先における同意取得について

- 本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者である。

▶ 提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況
を確保する必要がある。

「誰が」

利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる。

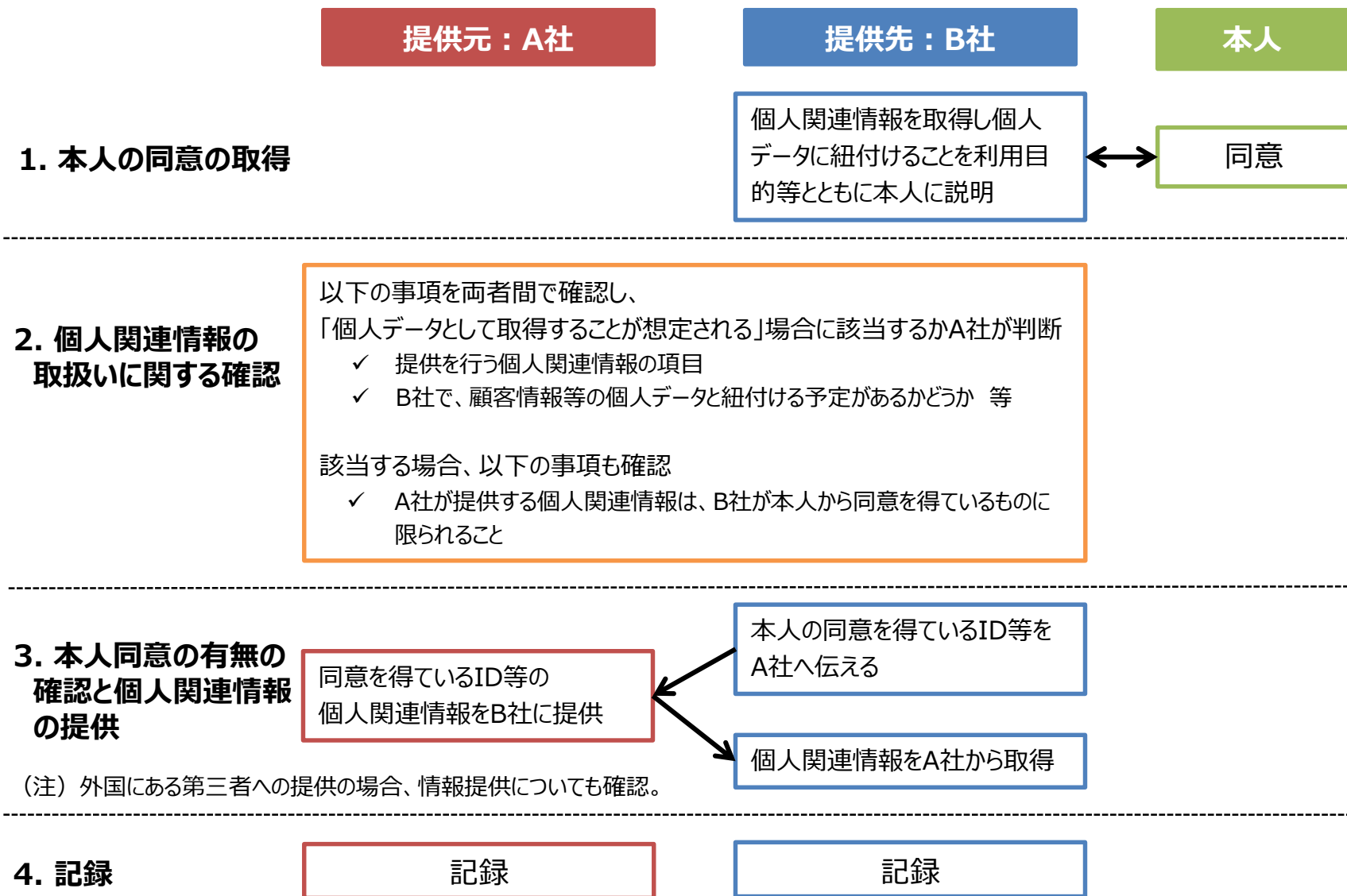
「何を」

提供を受ける個人情報について、本人が個人情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある。

「どのように」

個人情報情報を個人データとして取得した後の利用目的については、第18条〔21条〕により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

提供先で同意取得する場合の一般的なフロー



(注) 上記フロー図は一例であり、1. と 2. が前後する場合等もある。

提供元における同意取得の代行について

- 提供元による同意取得の代行の際の要件として以下が求められる。

- ▶ 提供元が提供先の同意取得を代行する場合、提供元で適切に同意取得させた上で、かつ「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況を確保する必要がある。

提供先の義務

提供元が同意取得を代行する場合であっても、提供先が同意取得の主体であることに変わりはなく、提供先は提供元で適切に同意取得させなければならない（※）。

（※） 提供元で適切に同意取得していないにも関わらず、提供先が個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

「誰が」

提供元が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識することができないことから、提供先を個別に明示する必要がある。

「何を」

提供する個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある。

「どのように」

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先において第18条〔21条〕により通知又は公表を行う必要がある。

提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー

提供元：A社

提供先：B社

本人

1. 個人関連情報の取扱いに関する確認

以下の事項を両者間で確認し、
「個人データとして取得することが想定される」場合に該当するかA社が判断

- ✓ 提供を行う個人関連情報の項目（購買履歴等）
- ✓ B社で、顧客情報等の個人データと紐付ける予定があるかどうか 等

提供元において、
適切に同意取得させる

2. 本人の同意の取得

提供先において、
個人関連情報を個人データに
紐付けることを本人に説明

同意

同意取得に当たっては、
提供先を個別に明示する

3. 本人同意の有無の確認と個人関連情報の提供

同意を得ているID等を確認し、
個人関連情報をB社に提供

個人関連情報をA社から取得

（注）外国にある第三者への提供の場合、情報提供についても確認。

4. 記録

記録

記録

提供元の個人関連情報取扱事業者における記録事項

提供元における記録事項

	年 提 月 供 日 供	氏 第 名 三 等 者 の	氏 本 名 人 等 の	の 個 項 人 目 関 連 情 報 (個人データ)	同 本 意 人 等 の
個人関連情報の 第三者提供	○	○		○	○
(参考) 個人データの本人 の同意による第三者提供		○	○	○	○
(参考) 個人データのオプ アウトによる第三者提供	○	○		○	

提供元における記録のイメージ

提供先 A株式会社（東京都千代田区〇〇・代表取締役△△）

本人の同意が得られている旨を 確認した旨	提供先であるA株式会社に、同社がユーザー登録の際に必要な 情報を提供した上で、個人関連情報に係る本人の同意を取得 している旨確認
個人関連情報を提供した年月日	令和3年4月1日～令和3年4月30日
当該個人関連情報の項目	CookieID、ウェブサイトの閲覧履歴

個人データの取扱いの委託

- 個人データの取扱いの委託の解釈について、Q & Aの追加により明確化。



個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

次のような事例が考えられます。

事例 1) 個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合

事例 2) 複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合



委託に伴って提供された個人データを、委託業務を処理するための一環として、委託先が自社の分析技術の改善のために利用することはできますか。

個別の事例ごとに判断することになりますが、委託先は、委託元の利用目的の達成に必要な範囲内である限りにおいて、委託元から提供された個人データを、自社の分析技術の改善のために利用することができます。



広告配信の委託を受け、これに伴って提供された氏名・メールアドレス等の個人データを利用して広告配信を行い、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを取得しました。取得した別の個人データを自社のために利用することができますか。

個人データの取扱いの委託を受けた者は、当該個人データのみならず、当該個人データを利用して取得した個人データについても、委託された業務以外に取り扱うことはできません。したがって、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを委託先が自社のために利用することはできません。

個人データの取扱いの委託



委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできますか。

個人データの取扱いの委託（第23条〔27条〕第5項第1号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例1）既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴ってSNS運営事業者に提供し、当該SNS運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該SNS運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該SNS上で広告を表示すること

事例2）既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付すること

これらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

個人データの取扱いの委託



委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合し、新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すことはできますか。

個人データの取扱いの委託（第23条〔27条〕第5項第1号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできず、委託先で新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すこともできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例1）顧客情報を外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において提供を受けた顧客情報に含まれる住所について、当該外部事業者が独自に取得した住所を含む個人データと突合して誤りのある住所を修正し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

事例2）顧客情報をデータ・マネジメント・プラットフォーム等の外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において、提供を受けた顧客情報に、当該外部事業者が独自に取得したウェブサイトの閲覧履歴等の個人情報情報を付加し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

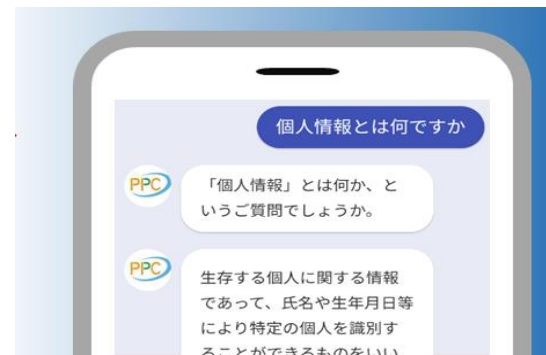
これらの取扱いをする場合には、委託先において本人の同意を取得する等、付加・修正する情報を委託元に適法に提供するための対応を行う必要があります。なお、事例1）については、当該外部事業者が住所を含む個人データについて、第23条〔27条〕第2項に従って個人情報保護委員会への届出等を行っており、オプトアウトによる第三者提供が可能である場合には、あらかじめ本人の同意を取得することなく、当該顧客情報を委託元に戻すことができます。

個人情報保護委員会へのご相談

●PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの 質問に対して 24 時間
回答できるチャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



●個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号：**03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

●PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談を受付け

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/

電話番号：**03-6457-9771**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）